

社会福祉施設関連商品購入費補助事業実施要領

1 趣 旨

この要領は、公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「財団」という。）福利厚生事業規程第49条第2項の規定に基づき、社会福祉施設関連商品購入費補助事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉施設関連商品購入費補助事業の補助対象

県内の社会福祉施設が関連して生産する商品等（以下「関連商品」という。）を購入した場合の代金等（以下「関連商品購入代金」という。）

3 補助対象者

財団の登録職員（以下「登録職員」という。）であって、関連商品を購入した者

4 補助金額

関連商品購入代金のうち、毎年度予算の範囲内で補助する。

ただし、補助の回数は、年度内1回限りとする。

5 補助の方法及び支払

(1) 福利厚生事業に加入している施設等経営者（以下「加入施設等経営者」という。）は、関連商品の購入を希望する登録職員を取りまとめ、社会福祉施設関連商品申込書（別紙様式）を財団に提出する。

(2) 財団は、社会福祉施設関連商品申込書を受け、補助対象者の決定をしたときは、当該登録職員の関連商品購入代金から財団補助額を差し引いた額を、個人負担金として加入施設等経営者に通知するものとする。

(3) 加入施設等経営者は、財団から通知を受けたときは、登録職員から個人負担金を徴収し、財団の指定する口座へ支払期日までに振込まなければならない。

(4) 財団は、関連商品を取り扱う山口県社会就労事業振興センター等から関連商品購入代金の請求があったときは、登録職員の個人負担金に財団の補助金を加え、指定する口座に支払うものとする。

6 委 任

この要領に定めるもののほか、社会福祉施設関連商品購入費補助事業の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。